

随意契約の状況		担 当 課 : 政策推進課		
		契 約 日 : 令和6年4月5日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
ウイスキー製造販売事業に関する新規事業計画策定業務	本町における、ウイスキーの製造販売事業の実現に向けた調査・調査事項 (1)事業の基本方針の設計 (2)事業計画への落とし込み (3)その他、事業計画策定業務に必要な調査	令和6年4月5日 ～ 令和6年5月31日	東京都港区南青山 1-1-1 株式会社YCP Japan 代表取締役 入道信生	8,800,000円 (8,000,000円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>八雲町内において、ウイスキー蒸留所の創設をめざす町と連携企業は、令和5年度から独自に調査研究を続けており、事業を具現化するにあたり、連携企業がより精度の高い事業計画等を策定するため、コンサルティングファーム11社から提案書を聴取、うち5社とのヒアリングによりウイスキー製造販売事業に精通した当該業者を選定し、基本的事項（全体計画の整理、プロジェクトを管理するためのマスタースケジュールの初期案作成、事業計画の作成に向けた初期的準備）について調査した。</p> <p>基本的事項の調査に引き続き、令和6年度において、八雲町が事業実施主体となり、ウイスキー製造販売事業に関する新規事業計画策定業務を実施するにあたり、連携企業が実施した調査をもとに、事業計画を策定するため、引き続き、当該調査を履行した業者に履行させることで、業務を円滑に遂行することができるとともに、他社コンサルティングファームよりも安価でかつ、精度の高い事業計画の策定が期待できることから、当該事業者と契約することが有利と認められる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利なもの)の規定により随意契約とする。</p>				